

## (仮称) 新太子堂北複合商業施設の届出概要について

## (法第5条第1項 新設)

- 1 届出者 株式会社マルニ  
株式会社ツルハ
- 2 届出年月日 令和5年10月20日
- 3 店舗の名称 (仮称) 新太子堂北複合商業施設
- 4 店舗設置者 株式会社マルニ 代表取締役 橋本 孝  
気仙沼市東新城三丁目5番地2  
株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 5 店舗所在地 利府町新太子堂北土地地区画整理事業地内 13街区
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社マルニ	2,201.60㎡	食品、日用雑貨
株式会社ツルハ	959.04㎡	医薬品
計	3,160.64㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和6年6月21日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 155台 (指針による必要台数: 145台)
- (2) 駐輪場の収容台数 30台
- (3) 荷さばき施設の面積 99㎡
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 61.90 m<sup>3</sup> (指針による必要容量: 14.72 m<sup>3</sup>)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 開店時刻及び閉店時刻 A棟 午前9時から午後9時まで  
B棟 午前8時から午後9時30分まで
- (2) 駐車場の利用時間帯 午前7時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の出入口の数 3箇所

(4) 荷さばき実施時間帯 A棟 午前6時から午後10時まで  
B棟 午前6時から午前7時30分まで

10 事務手続き等

- ・公告年月日 令和5年11月14日
- ・縦覧期間 公告の日から令和6年3月14日まで  
(公告の日から4か月間)
- ・地元説明会 令和5年12月8日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 令和6年2月27日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和6年3月14日 (公告の日から4か月以内)
- ・県の意見の通知期限 令和6年6月20日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	1回目：令和5年12月8日（金）午後3時から午後4時まで 2回目：令和5年12月8日（金）午後6時から午後7時まで
開催場所	利府町文化交流センター「リフノス」 宮城郡利府町森郷字新権の木前31番地1
出席人数	1回目：8名 2回目：7名

質問事項	設置者の回答内容
1回目	
利府街道の入口について、減速レーンの設置はしないのか。	入庫能力として滞留する数値となっていないので、減速レーンは想定していません。 →県の意見は不要
3箇所の出入口は全部出入り可能なのか。	出入口1のみ右左折の出入り可能です。 出入口2及び出入口3は左折入庫・左折出庫のみとなります。 →県の意見は不要
2回目	
マルニはどんな店舗か。 食品加工場について、他の同種店舗では匂いの発生がある。開店後に匂いが出るようであれば対応頂けるのか。	食品スーパーです。 匂いの発生を含む開店後の店舗へのご意見は、その都度伺い対応いたします。 →県の意見は不要
新設する道路については、通行規制が行われると聞いている。来客に対する対応は行うのか。	交通管理者からは通行規制についての情報は得ていない。規制が行われる場合は、サインの設置などの対応を行いたい。 →県の意見は不要
ツルハドラッグに薬剤師は置くのか。	登録販売者の設置を考えております。薬剤師は当面置く予定はありません。なお、ご要望が多いようであれば対応を検討します。 →指針の対象外
出入口3箇所とも出入り可能なのか。	出入口1のみ右左折の出入り可能です。 出入口2及び出入口3は左折入庫・左折出庫のみとなります。 →県の意見は不要

## 利府町の意見について

意見内容	設置者の回答内容
<p>騒音に関する事項</p> <p>大規模小売店舗届出書「添付書類」(P 1 4) 記載の駐車場における騒音対策(施設面の騒音対策)中のアイドリングの禁止等の場内看板設置と同様に、施設付近に小中学校もあることから、来店される車両等運転者に対する交通注意喚起(施設内外を問わず交通ルールやマナーの遵守)の看板の設置についても検討すること。</p>	<p>来客車両運転者への注意喚起の看板(歩行者注意等)設置を検討いたします。</p> <p>→県の意見は不要</p>
<p>埋蔵文化財に関する事項</p> <p>埋蔵文化財包蔵地及び特別名勝松島保護地区に該当していないが、遺物や遺構等の遺跡に係るものが確認された場合は、利府町教育委員会に速やかに連絡すること。</p>	<p>現時点までの工事中においては、遺物や遺構等の遺跡に係るものは確認されておりませんが、今後確認された場合は、利府町教育委員会に速やかに報告いたします。</p> <p>→指針の対象外</p>

## 地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

## 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡を超えるため実施

開催日時	令和6年5月8日(水)午前10時から午前10時50分まで
開催場所	リフノス(利府町文化交流センター)研修室2、3
調査会結果	地域交通政策課、仙台土木事務所、県警本部交通規制課、塩釜警察署、利府町、設置者、商工金融課等を交えて現地を確認し、交通対策等について検討を行った。この案件に対して、県の意見を必要とする事項は出なかったが、敷地北側の荷さばき施設及び荷さばき車両について、搬入作業時に車両が町道上で一旦停止し、歩道を横切る形で後退して入庫することがないように注意喚起してほしいとの指摘がなされた。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社マルニ 株式会社ツルハ	
届 出 年 月 日	令和5年10月20日	
店 舗 名 称	(仮称) 新太子堂北複合商業施設	
所 在 地	利府町新太子堂北土地区画整理事業地内 13街区	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	<p>店舗が面する道路が通学路に指定されていることから、車両出入口付近の歩行者の安全確保について十分に配慮願います。特に、搬出入作業時の安全確保について、搬出入計画を徹底するとともに、必要に応じて、計画の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。</p>	